

50 離島・へき地における医師・看護師確保の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望】

- 1 県は、地域医療構想の実現に向けて取り組むとともに、医師の働き方改革を進めつつ、地域に必要な医師を計画的に確保していく必要がある。このため、医師の確保については、画一的な制約をかけるのではなく、地域の実情を踏まえ、柔軟な対応を行うこと
 - (1) 令和4年度以降における大学医学部臨時定員増による地域枠制度の継続と医療介護総合確保基金による予算確保
 - (2) 専攻医募集において、地域枠医師をシーリング枠外とする取扱いの継続、シーリング対象診療科からの小児科の除外およびシーリングの算定根拠の明確化
 - (3) 離島へのヘリコプターによる医師搬送に係る巡回診療航空機運営事業費補助金額の確保
- 2 地域における看護師の確保と質向上のため、次の項目について診療報酬で評価するなど、地域の医療機関や、地域医療を支援する医療機関が、経済的インセンティブを得られる仕組みを構築すること
 - (1) 特定行為研修修了者の配置施設（診療報酬加算対象項目の拡大）
 - (2) 看護学校・養成所からの実習生受入れ施設
 - (3) 離島・へき地に看護職員の出向支援を行う施設

【本県の現状・課題等】

- 1 医師偏在の全国的な解消に向け、国は、新たに導入した医師偏在指標に基づき、都道府県を順位付けして三分割し、下位三分の一の医師少数都道府県に対し、医師確保の施策や予算面で重点化を図っていく方向にある。

本県は、当指標によって全国9位の医師多数県とされたが、医師は県都長崎市を含む長崎医療圏に集中している。離島の医療圏は、全国に先駆けて昭和45年から開始した医学修学資金貸与制度による県養成医や、長崎大学からの派遣医等によって医療を守ってきたが、長年の取組にかかわらず、地域偏在は解消されていない。

 - (1) 昨年度から勤務開始となった地域枠医師により、県内の医師偏在は解消に向けて進むものと考えているが、医師偏在指標により、県の施策や予算に画一的な制限がかけられると、将来的に更に医師確保が困難になるという危機感がある。

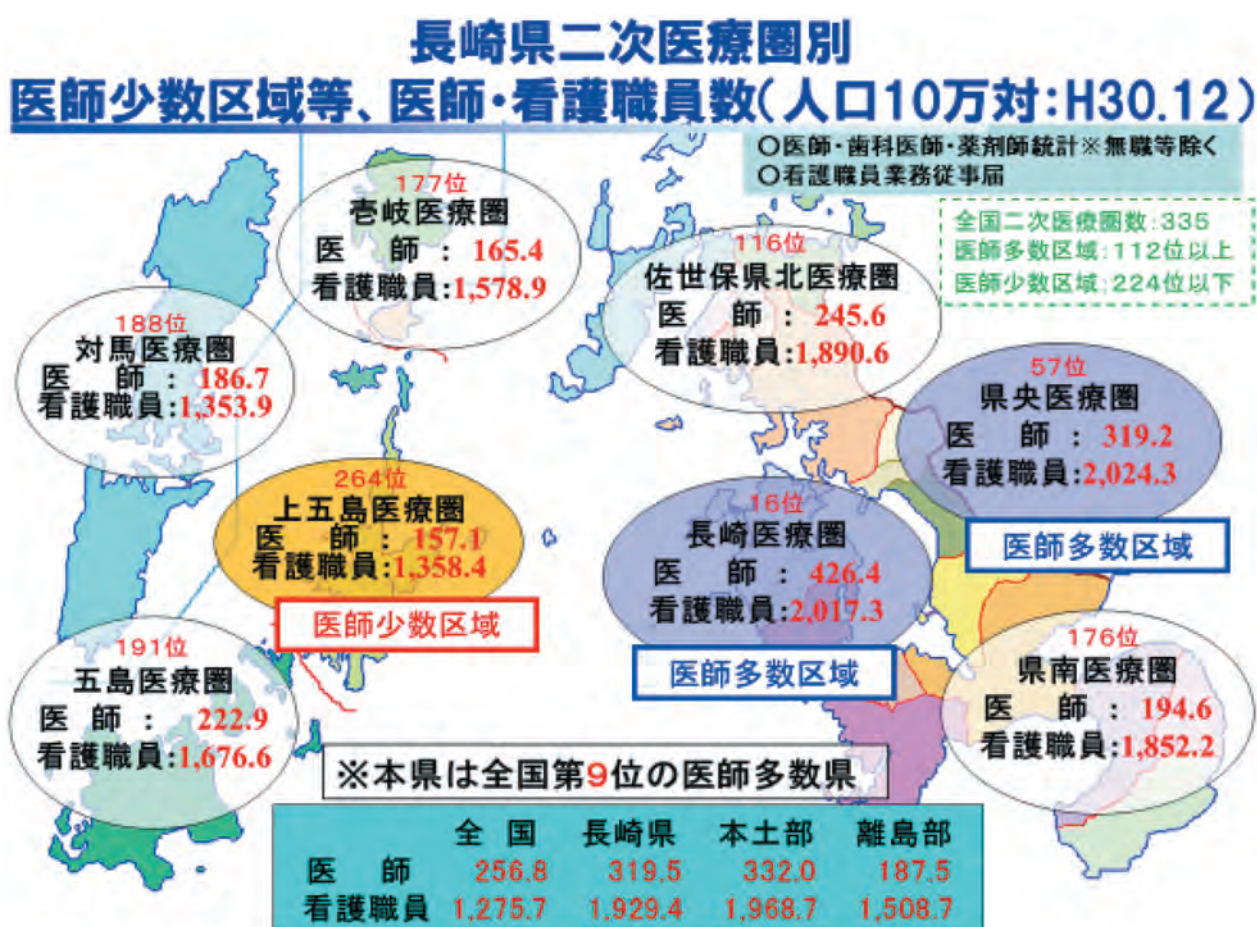
なお、医師偏在指標には、離島から本土へ患者搬送ができない場合のための高度で専門的な医療の確保や、特定有人国境離島地域としての人口維持の視点等、本県特有の実情が考慮されていないという課題がある。
 - (2) 地域枠医師がシーリング枠外とされなければ、離島等で勤務する医師のキャリア形成が遅れるなどの不利益が生じる可能性がある。

また、小児科・産婦人科は、医師確保計画策定時に、引き続き医師の総数を確保する施策を行うこととして、医師多数区域を設定しないこととされている。

さらに、算定根拠が示されず、県や大学において検証することができないことも課題である。
 - (3) 本県離島では、公益社団法人地域医療振興協会の協力を得て、ヘリコプターによる医師搬送を行ってきたが、本年度から長崎県病院企業団で事業を引き継ぐこととなった。運航委託費の財源は国庫補助金（巡回診療航空機運営事業費補助金）を柱としている。
- 2 本県の看護職員は、2025年に661人不足するとの需給推計がなされており、特に離島では確保が困難な状況にある。このため、県では、看護職員の確保はもとより、チーム医療の推進に向け、看護の質の向上に取り組んでいる。

【本県の現状・課題等】

- (1) 特定行為研修制度は、更なる在宅医療の推進に向け、今後を支える看護師を計画的に養成していくため創設された制度であり、本県においても、令和2年4月に2医療機関が研修施設として開講したが、今後は、研修生確保が課題となる。
- (2) 少子化の影響等から、郡市医師会立看護師等養成所の運営は難しさを増し、入学定員及び入学者数は減少傾向にある。看護師の新規養成は、看護師を確保する上で極めて重要であるため引き続き支援が必要であるが、実習施設の確保は喫緊の課題となっている。
- (3) 本県特有の離島の看護職員については、本土の支援病院から出向支援をいただいているが、国による確立された制度がない。
こうした諸々の課題を解決するためには、医療機関が地域医療の体制強化に協力しやすい制度設計が不可欠である。



【提案・要望実現の効果】

- 1 医師確保計画は、全国的なマクロ視点での考え方に地域の実情を加味して策定しており、大学医学部地域枠や専門医の確保について、県や関係者の考えが反映されることにより、地域の実情を踏まえた医師偏在対策が可能になる。
- 2 診療報酬評価等、医療機関に対する適正な評価があることで、医療機関において積極的に質の向上、チーム医療の推進が図られ、看護師確保が難しい地域の医療機関や看護師等学校養成所から、都市部の医療機関に支援が求めやすくなる。

51 離島地域における介護保険サービスの利用機会の拡大と利用者の負担軽減について

【厚生労働省】

【提案・要望】

離島地域における介護保険サービスの利用機会の拡大と、利用者の負担増軽減を図るため、以下の施策を講じること

- 1 離島地域において、本土並みの介護サービス提供体制が整えられるよう、事業者への支援制度を創設すること
- 2 介護サービスの利用において、離島地域に住んでいるが故に生じている利用者負担増分を解消するとともに、これにより生じる地方の財政負担や、税の優遇措置を受けない事業者の負担について、国による財政支援を行うこと
- 3 「介護サービス利用に係る渡航費助成」について、保険料、県、市町村に負担を生じさせないような財政支援制度を創設すること

【本県の現状・課題等】

全国平均に比べ高齢化が進む本県の中でも、特に、離島地域の高齢化率は高く、住民の1/3以上が高齢者となっており、最も高齢化が進んだ自治体では、高齢化率が45%を超えている状況にある。そのような中、離島地域は、本土から隔絶し地理的に不利な状況にあるため、介護サービス基盤の整備が遅れており、特に、人口規模が小さい二次離島等では、介護サービス提供事業者の参入が非常に難しいため、島内の要介護者等に対する介護サービス提供体制が整っていない。

離島地域においては、サービス確保の観点から、離島地域に所在する事業所が行う訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、原則、サービス費用の15%が特別地域加算されており、国は、平成12年から利用者負担軽減のための補助事業を行っている。しかし、当該軽減措置は、対象サービス、対象者、対象事業所が限定されており、また措置を受けても、一定の利用者負担増が残るため、利用者全ての格差が緩和されているわけではない。

また、介護サービスの利用者支援として、離島を抱える市町では、平成26年度まで、地域支援事業（任意事業）を活用して渡航費の助成を実施していたが、平成27年度からは事業対象外となったため、市町の負担が増大している。

（本県の取組）

平成16年度から、県や市町等で構成する離島サービス確保対策検討委員会を設置し、離島における諸課題の解決、サービスの充実等について検討等を行ってきた。

平成29年度は、離島地域における介護サービスのニーズや状況等を把握するために、実際に離島地域にお住まいの住民の方に対するアンケート調査や、サービスの提供を行っている事業者へのヒアリング調査を実施したところであり、その結果を踏まえ、特に二次離島における介護サービス提供体制の整備について具体的な検討を行っている。

○長崎県の離島の状況

単位：人

	県全体【A】	離島【B】	【B】－【A】
要介護（支援）認定者数【C】	89,539	10,076	-
サービス受給者【D】	73,796	7,165	-
サービス受給率【D／C】	82.4%	71.1%	△11.3%

※離島とは、離島振興法に基づく51島

○離島市町別の高齢化率

(単位：人、%)

	全国 (千人)	長崎県 (全体)	離島市町 合計	対馬市	壱岐市	五島市	小値賀町	新上五島町
H27								
総人口	127,095	1,377,187	118,165	31,457	27,103	37,327	2,560	19,718
65歳以上 (高齢化率)	34,919 (27.5)	404,686 (29.6)	42,586 (36.0)	10,675 (33.9)	9,615 (35.5)	13,710 (36.8)	1,169 (45.7)	7,417 (37.6)
R7 推計								
総人口	122,544	1,257,939	94,933	24,876	22,644	30,483	1,913	15,017
65歳以上 (高齢化率)	37,160 (30.0)	442,395 (35.2)	42,314 (44.6)	10,731 (43.1)	9,203 (40.6)	14,014 (46.0)	1,086 (56.8)	7,280 (48.5)

出典：平成27年は国勢調査、令和7年は平成27年国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

○離島における介護サービスの状況（平成31年度調査）

(平成31年4月30日時点)

	介護（予防）サービス別・サービス提供の状況 ※2・3																												
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護 (老健)	短期入所療養介護 (短期入所療養)	短期入所医療介護 (短期入所医療)	短期入所療養介護 (短期入所療養)	福祉用具貸与	福祉用具購入費	住宅改修費	生活介護	特定施設入居者 生活介護	居宅介護予防支援 (居宅介護)	定期巡回・随時対応 訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	通所介護 認知症対応型	居宅介護 多機能型	共同生活 介護型	地域密着型 生活介護	介護 施設型 介護老人 保健施設	地域密着型 介護老人 保健施設	在宅介護 サービス 多機能型 居看	介護 施設型 介護老人 保健施設	介護 施設型 介護老人 保健施設
①住んでいる島内でサービスを受けている島の数	24	4	9	7	9	16	5	8	4	0	0	28	9	10	4	23	1	2	18	2	7	8	0	0	0	10	6	0	0
②利用者が渡海船で島外へ出ないサービスが利用できない島の数	1	0	2	1	4	6	11	8	2	0	0	1	0	0	10	0	1	0	0	2	3	15	0	1	0	11	15	5	3
合計	25	4	11	8	13	22	16	16	6	0	0	29	9	10	14	23	2	2	18	4	10	23	0	1	0	21	21	5	3

- ※1 要介護・要支援者が居住する離島振興法の指定を受けた島の数：42島
- ※2 ①利用者が住んでいる島内で介護サービスを受けている。もしくは、島外であるが車で移動可能（橋が架かっている）。または、島外(市町内外)サービス業者が、来島等して利用者へサービスを提供している。
②サービスの利用者が渡海船等を利用し島外へ移動しないと、介護サービスを利用することができない。
- ※3 「介護（予防）サービス別受給者内訳」の記載方法について
介護予防サービスは、同種の介護サービス欄に計上。

【提案・要望実現の効果】

離島地域への介護サービス事業者の参入が促進され、離島の利用者が本土の利用者と同様のサービスを受けることができるようになる。

また、離島地域の特別地域加算による利用者の負担増をなくすとともに、渡航費助成を行うことで、離島の利用者の経済的負担について、本土の利用者との格差は正が図られる。

52 介護人材の育成・確保に関する施策の充実強化について

【厚生労働省】

【提案・要望】

介護人材の安定的な育成・確保を図るため、以下の施策を講じること

- 1 介護職員処遇改善加算制度のさらなる拡充を図ること
- 2 介護福祉士修学資金等貸付制度については、今後とも安定的に貸付けができるよう、継続して制度を実施するとともに、貸付原資の財源について、必要な予算措置を講じること
- 3 外国人の受け入れをより一層推進するため、外国人を受け入れるが故に生じる増嵩経費について、受入事業者に対する支援制度を創設すること

【本県の現状・課題等】

本県では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年度（2025年度）には、高齢者人口が約44万人、高齢化率が35.2%（全国30.3%）に達すると推測される中、介護職員の需給ギャップは、令和7年度（2025年度）に約3,300人と見込まれており、地域包括ケアシステムを実現するためには、介護人材の育成・確保が、重要な課題となっている。

そのような中、厚生労働省が実施した平成30年賃金構造基本統計調査（長崎県版）によると、介護職員の所定内給与（月額）は、全産業平均と比較し、5万円程度低い状況にあり、令和元年10月に新設された「介護職員等特定処遇改善加算」を加えてもまだ低い状況が見込まれる。

また、本県の介護福祉士養成施設への入学者は、近年、定員の半分以下となっていたが、留学生の増加等により、令和元年度は定員の約7割まで回復したものの、日本人の入学者は減少傾向にあり、入学者募集を停止する養成施設も現れるなど、入学者の確保が課題となっている。

さらに、外国人の受入に関しては、技能実習生や留学生を中心に、徐々に受入は進んでいるが、外国人を受け入れるが故に生じる増嵩経費のため、特に小規模事業所を中心に負担感が強く、外国人の受入が進んでいない状況にある。

（本県の取組）

介護職員処遇改善加算については、国の補助事業を活用し、社会保険労務士を派遣して、助言を行うなど、介護事業所の加算取得を促進している。

また、介護福祉士修学資金等貸付事業については、平成27年度の国の経済対策（補正予算）により、平成23年度以来5年ぶりに事業を再開したところであり、貸付実績は年々増加している。

さらに、外国人の受入については、本県と友好交流関係にある国・地域の大学等との覚書締結に基づき、優秀な人材を優先的に送出する仕組の構築により、受入を進めていくこととしている。

(介護職員の需給推計関係)

○介護職員の需要推計と供給推計の差

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)
需要推計	33,012
供給推計	29,714
需要と供給の差 (需給ギャップ)	3,298

(介護福祉士修学資金関係)

○県内介護福祉士養成施設入学者の状況

(単位：人)

	定員A	入学者数B			充足率 B/A
		日本人	外国人		
H27	220	114	114	—	51.8%
H28	220	96	96	—	43.6%
H29	216	104	89	15	48.1%
H30	176	120	81	39	68.2%
H31 (R元)	176	128	89	39	72.7%

(介護職員処遇改善関係)

所定内給与額(月額)比較 (単位：千円)

	全産業	職種別	
長崎県	252.0	福祉施設職員	196.2
		ホームヘルパー	190.3
		介護支援専門員	217.4
		看護師	291.2
		准看護師	233.5
		栄養士	217.2
全国	306.2	調理士	222.9
		福祉施設職員	226.3
		ホームヘルパー	226.2
		介護支援専門員	257.6
		看護師	298.3
		准看護師	258.3
		栄養士	227.9
		調理士	230.6

※平成30年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

(外国人の受け入れ状況)

在留資格別	人数(人)
特定活動(留学生)	48
在留資格「介護」	10
技能実習	17
特定技能	—
その他	5
合計	80

※県アンケート調査(R元年12月末)

○介護福祉士修学資金等貸付事業の実績及び見込(10/10ベース)

(単位：円)

	貸付原資	介護福祉士 修学資金 貸付①	実務者研修 受講資金 貸付②	再就職 準備金 貸付③	事務費 ④	事業費合計 (①+②+③+④) ⑤	翌年度 貸付可能額
H27	357,604,000	—	—	—	—	0	357,604,000
H28	—	6,200,000	26,517,000	1,180,000	12,800,000	46,697,000	310,907,000
H29	—	30,040,000	47,039,000	1,880,000	12,711,120	91,670,120	219,236,880
H30	184,013,000	42,020,000	73,411,000	2,289,000	12,800,000	130,520,000	272,729,880
R元	66,667,000	41,392,000	31,416,000	3,200,000	12,800,000	88,808,000	250,588,880
R2(案)	—	71,400,000	36,000,000	6,000,000	12,800,000	126,200,000	124,388,880

※H28・29・30：実績額、R元：最終予算額、R2：当初予算額

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

介護職員等の賃金水準の改善により、介護職場への参入が促進され、介護人材の安定的な確保により、質の高い介護サービスが提供可能となる。

(項目2)

貸付原資が早期に確保されることになれば、計画的に貸付ができることとなり、介護福祉士養成施設の入学者確保や、介護職員の資格取得による定着促進、離職者の介護現場への復職につながることから、さらなる介護人材の安定的な育成・確保が可能となる。

(項目3)

増嵩経費への支援が行われることになれば、これまで外国人の受け入れを躊躇していた(小規模)事業所にも、外国人の受入が促進される。

53 介護保険給付費に関する費用負担の見直しについて

【厚生労働省】

【提案・要望】

保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しにより、高齢者等の保険料負担の軽減を図ること

【本県の現状・課題等】

本県は、全国平均に比べ早く高齢化が進んでおり、令和7年（2025年）には65歳以上の高齢者人口が約44万人、高齢化率では35.2%（全国30.0%）に達すると推測されている。

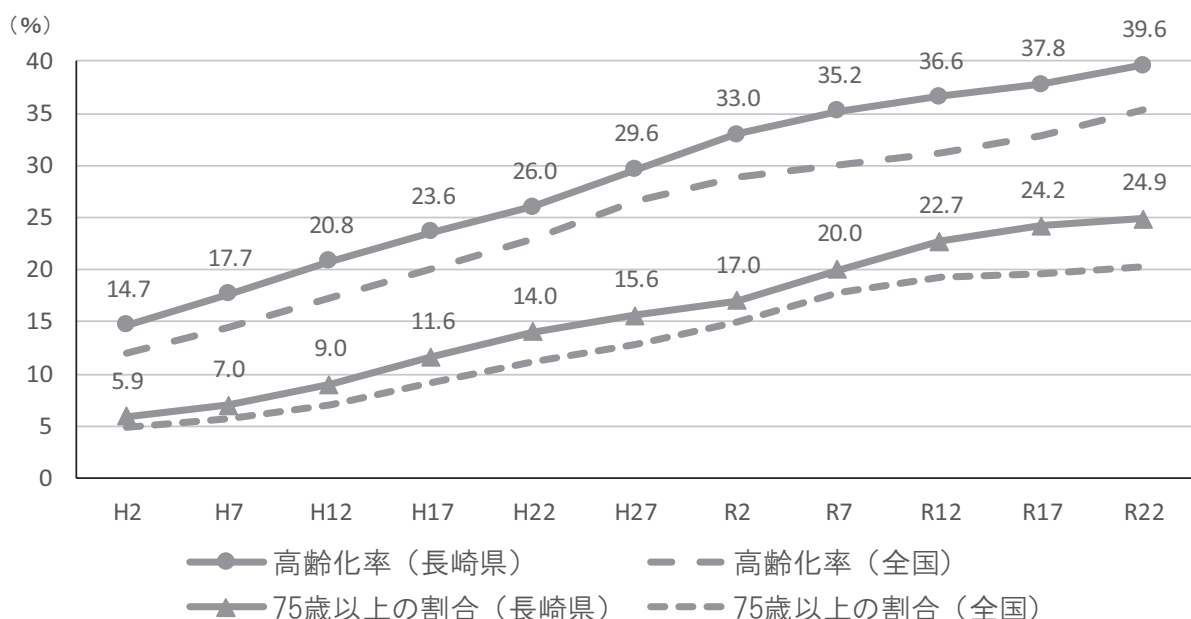
介護保険制度においても、制度開始時の平成12年度と令和元年度の比較では、介護サービス受給者が約2.4倍に増大しており、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料基準額についても、県平均で、3,041円から6,258円と約2.1倍に増大している。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、本県の高齢者人口がピークに達する見込みとなっており、介護保険財政がますます厳しくなることが予想される。

（本県の取組）

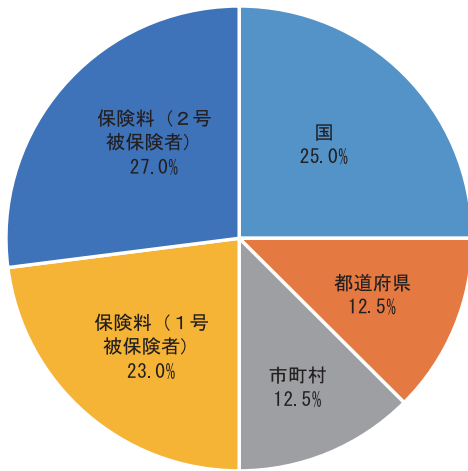
保険給付の費用負担割合は、保険料負担が、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分が27%、また、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県が12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%で負担することとなっており、本県の令和元年度の負担額は187億円と、平成12年度に比べ約2.6倍に増大している。

○長崎県の高齢化率等の推移と推計

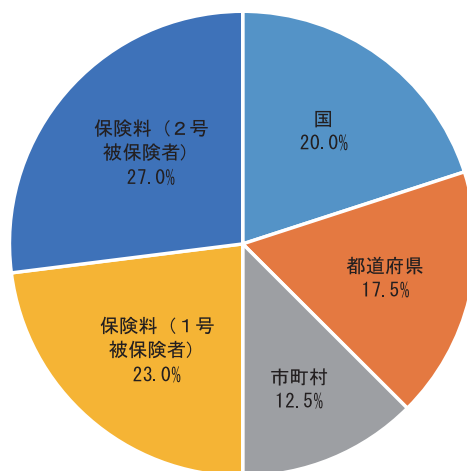


○現在の公費費用負担の状況

居宅給付費の場合



施設等給付費の場合



○本県の認定者数(65歳以上)の推移 (単位:人)

年度	H12	R元	指数 (H12=100)
認定者数	44,750	86,950	194.3

○本県の認定率の推移(第1号被保険者分)

年度	H12	R元	指数 (H12=100)
認定率	13.9%	20.0%	143.9

○本県の介護サービス受給者の推移(第1号被保険者分) (単位:人)

年度	H12	R元	指数 (H12=100)
受給者数	31,033	74,227	239.2

○本県の介護保険費用額の推移 (単位:億円)

年度	H12	R元	指数 (H12=100)
介護総費用	629	1,437	228.5
保険給付額	569	1,306	229.5
県費負担額	71	187	263.4
市町負担額	71	164	231.0

○本県の基準保険料の推移(各保険者の加重平均)

年度	[1期] H12~14	[2期] H15~17	[3期] H18~20	[4期] H21~23	[5期] H24~26	[6期] H27~29	[7期] H30~R2	指数 (1期=100)
保険料	3,041	3,573	4,765	4,721	5,421	5,770	6,258	205.8
全国平均	2,911(-)	3,293(-)	4,090(5位)	4,106(4位)	4,972(7位)	5,514(17位)	5,869(12位)	201.6

※第1期、第2期における本県の基準保険料の全国順位は不明。

【提案・要望実現の効果】

全国平均に比べて高齢化のスピードが早い本県においては、介護サービス受給者の増大に伴い、介護保険にかかる費用が大きくなっているが、費用負担の抜本的な見直しにより、第1号被保険者である高齢者個人が負担する保険料や、県や市町の財政負担を軽減することで、介護保険財政の安定的な継続が期待できる。

54 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

【本県の現状・課題等】

重度障害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、本県のみならず全国の地方自治体で独自に実施されている制度であるが、財政力などに差があることから、助成内容や自己負担などサービス水準に格差が生じている状況である。

本来、平等に同じ条件で受けられるべき医療において、地域間格差が生じていることは望ましくなく、国における統一的な制度として実施されるべきである。

（本県の取組）

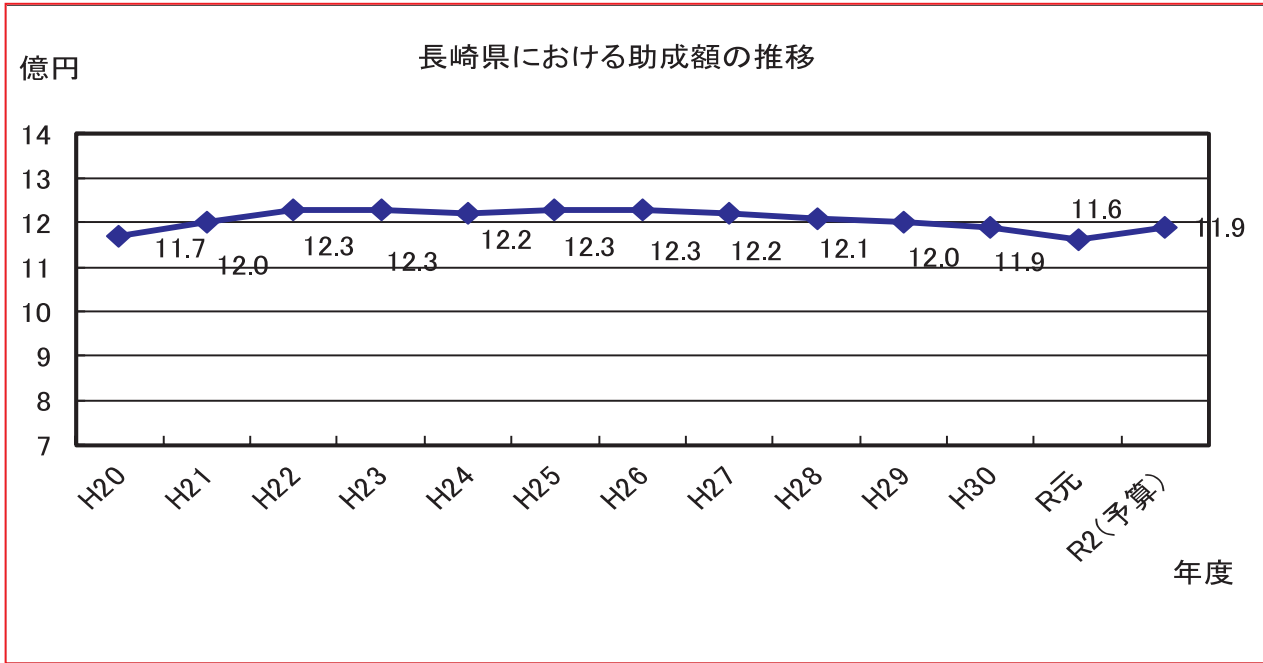
市町が行う重度障害者医療費助成制度に対し、県が1/2の補助を行っているが、対象者の拡大や現物給付導入など団体からのさらなる要望がある中、限られた財源の中で安定して持続可能な制度運営を行うため、県と市町による協議会を設置し、検討を行っている。

【全国の実施状況】

- ・ 対象者
 - 身体障害者 重度：47都道府県
 中度：21都道府県
 - 知的障害者 重度：47都道府県
 中度：7県
 - 精神障害者 重度：29都道府県
 中度：8都県
 - ・ 自己負担
 - 有：28都道府県
 - 無：19府県
 - ・ 支払方法
 - 現物給付：21都道府県
 - 償還払い：9県
 - 併用：17県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね1/2を道府県が補助
（東京都は都が直接実施）
※H31.4.1現在

【長崎県の制度】

- ・ 対象者
 - 身体障害者 身体障害者手帳
 1～3級所持者
 - 知的障害者 療育手帳
 A1、A2、B1所持者
 - 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳
 1級所持者
 - ・ 自己負担
 - 同一医療機関ごとに
 1日 800円
 （月上限1,600円）
 - ・ 支払方法
 - 償還払い
- ※R2.3.31現在
受給者 40,153人



【提案・要望実現の効果】

重度障害者がどこに住んでいても同じ条件で安心して必要な医療が受けられることで、社会参加や就労、生活の質の向上が図られ、国が掲げる「障害のある人も地域で安心して暮らせる社会の実現」に繋がる。

55 更なる少子化対策の充実について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

【提案・要望】

- 1 地域少子化対策重点推進交付金については、地方が一体となり、地域の実情に
応じて、結婚支援などの少子化対策を継続・強化して実施できるよう、「自治体間
連携を伴う取組に対する支援」を重点課題事業として継続すること
- 2 子ども・子育て支援制度の円滑な実施を図るため、以下の事項に配慮すること
 - (1) 保育所・幼稚園・認定こども園における職員配置について、子どもの安全確保、
職員の勤務環境改善の観点から基準以上に配置せざるを得ない現場の実態を踏
まえ、職員配置基準の見直しを図ること
 - (2) 保育士修学資金貸付等事業について、更なる貸付枠の拡大及び事業期間の延
長を図られるよう、十分な予算を確保すること
 - (3) 放課後児童健全育成事業補助金における補助率の見直しと、放課後児童クラ
ブ利用の母子世帯等に対する助成を行うこと
- 3 社会生活を円滑に営む上で困難を有するニートやひきこもりなどの子ども・若
者の育成支援に対して必要な財政措置を講じること
- 4 国において新たな子どもの医療費助成制度を創設すること。また、こどもの医
療費助成に係る国庫負担金等の減額調整措置については対象年齢にかかわらず廃
止すること
- 5 不妊に悩む方への特定治療支援事業における助成額の更なる引き上げや不妊治
療への保険診療適用など一層の負担軽減策を講じること

【本県の現状・課題等】

＜地域少子化対策重点推進交付金について＞

少子化の克服に向けては、地域の実情に応じた長期的な対策が必要となるが、その効果を
一層高めるためには、県・市町間で危機意識の共有を図り、課題や対策を明確化しながら、
連携して取組を推進する必要がある。

本県においては、令和元年度から「自治体間連携を伴う取組に対する支援」の枠組みを活
用し、県・市町が一体となって対策を進めているところであるが、厳しい財政状況の下、各
市町の不安感を除去し、結婚支援など少子化対策の更なる促進を図るためには、一定期間、
安定的にこの枠組みを活用できる環境が必要である。

<保育所等の職員配置について>

保育士等の人件費については、国家公務員給与に準じて算定されているが、保育士等の配置基準が実際の配置数よりも少ない人数に設定されているため、保育士等一人当たりの支給額が低く抑えられており、保育士等の給与の改善が進まない一因となっている。

<保育士修学資金貸付等事業について>

当該事業については、平成28年度から令和2年度までの5年間に必要な事業費のうち国費9/10の交付を27年度に受け、その後、数回の追加交付を受けて実施しているが、質の高い保育士確保対策の充実を図るため、更なる貸付枠の拡大と事業期間の延長が必要である。

<放課後児童クラブについて>

共働き世帯等のニーズにより放課後児童クラブ数が増えたことに伴い、地方の財政負担も年々増大する傾向にあり、財源確保が緊急の課題となっている。

また、本県においては、昭和57年から世帯収入の低い母子世帯等に対し、県単独で利用料の助成を行っており、保育所と同様、このような世帯に対する負担軽減のための補助が必要である。

<子ども・若者の育成支援について>

地方公共団体が設置する子ども・若者総合相談センターについては、平成26年度から国の支援が途切れており、困難を有する子ども・若者の支援に地域差が生じている。

本県では平成23年に子ども・若者総合相談センターを設置し、財源については、住民生活に光をそそぐ交付金（H23～24）及び特別交付税措置（H25）を活用してきたが、平成26年度に特別交付税措置が無くなり、現在一般財源で対応している。

<子どもの医療費助成制度について>

県では市町が行う子どもの医療費助成制度に対して、小学校就学前までの乳幼児の医療費（窓口負担）について補助を行っている。

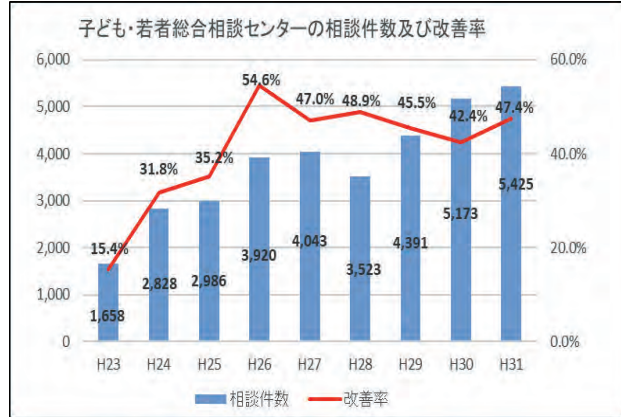
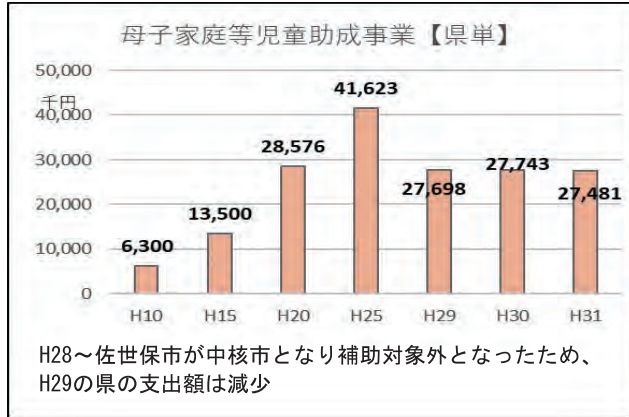
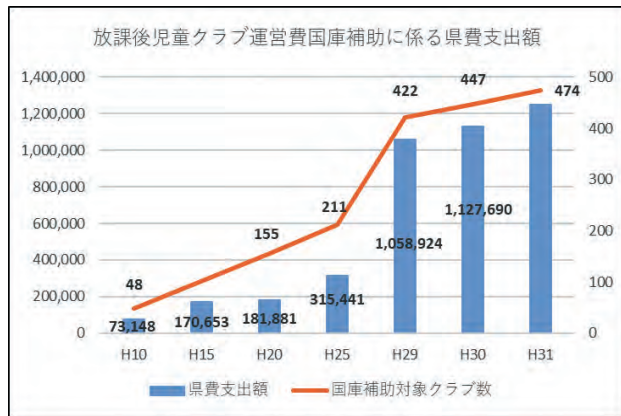
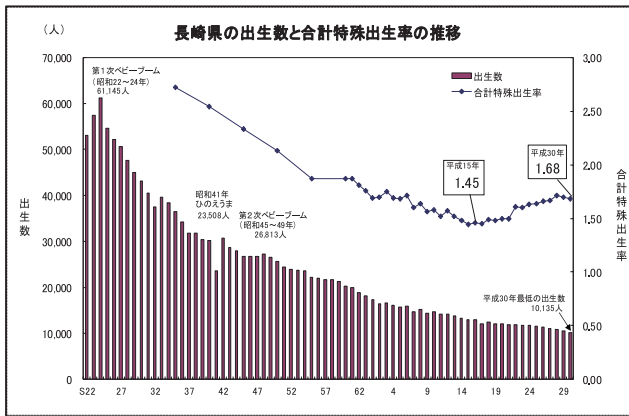
子どもの医療費への助成については、全国市町村で行われているが、自治体間での拡大競争が進み、財政力等によりその内容に格差が生じており、県内の市町においても同様の状況がある。

<現物給付導入による国庫支出金の減額措置の廃止について>

子どもの医療費助成事業を現物給付により実施した場合の国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置について、国は平成30年度より未就学児までの医療費助成については減額措置を行わないこととした。しかしながら、未就学児以外の減額措置については、引き続き行われることから、この措置は、国が推進する少子化対策等福祉施策への地方の努力と相反するものであり、現物給付を行う市町にとって大きな財政負担となっている。

<不妊に悩む方への特定治療支援事業について>

特定不妊治療の助成額は、令和元年度からは、男性治療の初回上限額が15万円から30万円に拡充されたが、治療回数については全国的に多くの方が複数回受けている状況がある。本県においても約7割の方が複数回の治療を受けており、1回の治療にかかる費用は高額なため、経済的負担が大きい。



現行の福祉医療制度及び子どもの医療費等助成制度

○子どもの医療費等助成制度については、各自治体において実施
 <全国の市町村の状況> (H30. 4. 1現在、1,741団体)

対象年齢

- ・通院 就学前 81団体 小学生まで 108団体 中学生まで 1,007団体 高校生以上 544団体 その他 1
- ・入院 就学前 7団体 小学生まで 63団体 中学生まで 1,082団体 高校生以上 589団体

所得制限

- ・通院 なし 1,494団体 あり 247団体
- ・入院 なし 1,495団体 あり 246団体

一部負担金

- ・通院 なし 1,089団体 あり 652団体
- ・入院 なし 1,188団体 あり 553団体

<県内市町の状況> (R2. 4. 1現在、21団体)

対象年齢

- ・入院 中学生まで 16団体 高校生以上 5団体
- ・通院 中学生まで 16団体 高校生以上 5団体

所得制限

- ・なし 21団体

一部負担金

- ・なし 1団体
- ・あり (1日800円、上限1,600円) 20団体 (うち2団体は3歳未満なし)

特定不妊治療助成事業

助成内容 限度額 初回 30万円 2～6回 15万円 男性不妊治療 15万円 (初回30万円)

実施主体 県、中核市 補助率 国 1/2 県、中核市 1/2

※所得制限 (合計所得730万円)、年齢制限 (妻の年齢43歳未満) あり

R1 助成状況 (中核市を除く) 実人員 402人 延べ 607件 103,744千円

※実人員402人中280人が複数回 (2回目以降) の治療 (助成) 受診者

【提案・要望実現の効果】

（項目1）

県・市町間で危機意識の共有を図り、課題や対策を明確化し、連携して少子化対策を推進することにより、高い相乗効果が得られ、県民の希望出生率2.08の達成に近づくことができる。

（項目2(1)、(2)、(3)）

保育士等の配置基準を保育現場の実態に即したものと見直すことにより、保育士等の処遇改善や負担感の軽減が図られる。

併せて、保育士修学資金貸付等事業の貸付枠の拡大と事業期間の延長により、保育士等の安定的な確保につながる。

さらに、放課後児童クラブの質、量の充実により、保護者が安心して就労ができるとともに、国が推進している女性が働き続けられる社会づくりにつながる。

（項目3）

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、次代の社会を担うことができるようになる。

（項目4）

子どもの医療費助成制度が創設されることで、全国どこに住んでいても同じ条件で、安心して必要な医療が受けられることになる。

（項目5）

治療を受ける夫婦の経済的負担が軽減され、治療が受けやすい環境となることにより治療者数の増加が期待され、ひいては少子化対策に寄与することになる。

56 再生可能エネルギーの導入促進について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望】

- 1 再生可能エネルギーの導入を促進し地域経済の活性化を図るため、次の施策を講じること
 - (1) 再生可能エネルギーの系統接続量を拡大するため、送電網の整備、強化を図ること
 - (2) 再生可能エネルギーの出力制御の要因となる太陽光発電や風力発電等の不安定な発電出力をマネジメントし系統を安定化させるシステムや、余剰エネルギーを有効活用する仕組みの地域ごとの導入に対する支援制度の充実強化を図ること
 - (3) 再生可能エネルギーの導入促進にあたり、防災、環境・景観保全への配慮をするとともに、発電事業終了後の設備廃棄等について必要な措置を講じること
- 2 本土地区に比べ発電コストが高い独立電源の離島において、引き続き安心して電気を使えるよう、他の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する措置を確実に講じること

【本県の現状・課題等】

- 1 本県は、再生可能エネルギーのポテンシャルを有するが、送電網の空き容量不足により新たな系統接続が制限されるなど導入が進みにくい状況となっている。
 - (1) 本土と系統接続している離島などにおいて、送電網の容量の関係で再生可能エネルギー導入に制約が生じている地域がある。また、独立電源の離島においては、島内の需要をもとに再生可能エネルギーの接続可能量が決まるため、導入が抑制されるとともに、出力制御が実施されている。
 - (2) 九州本土では、電力の需給バランスを保つため、平成30年10月13日に本土地域で初となる再生可能エネルギーの出力制御が実施された。以降、春季、秋季等の電力需要が少なくなる時期には出力制御の実施が常態化しており、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入意欲の減退が懸念される。
 - (3) 再生可能エネルギーの促進と、防災、環境・景観保全との両立のためには、発電設備の設置及び事業終了後の原状回復が適切に行われる必要がある。
- 2 電力のユニバーサルサービスは離島供給約款で担保されているが、本土地区の競争により電気料金低廉化が進んだ場合、離島と本土の格差が生じることが懸念される。

(本県の取組)

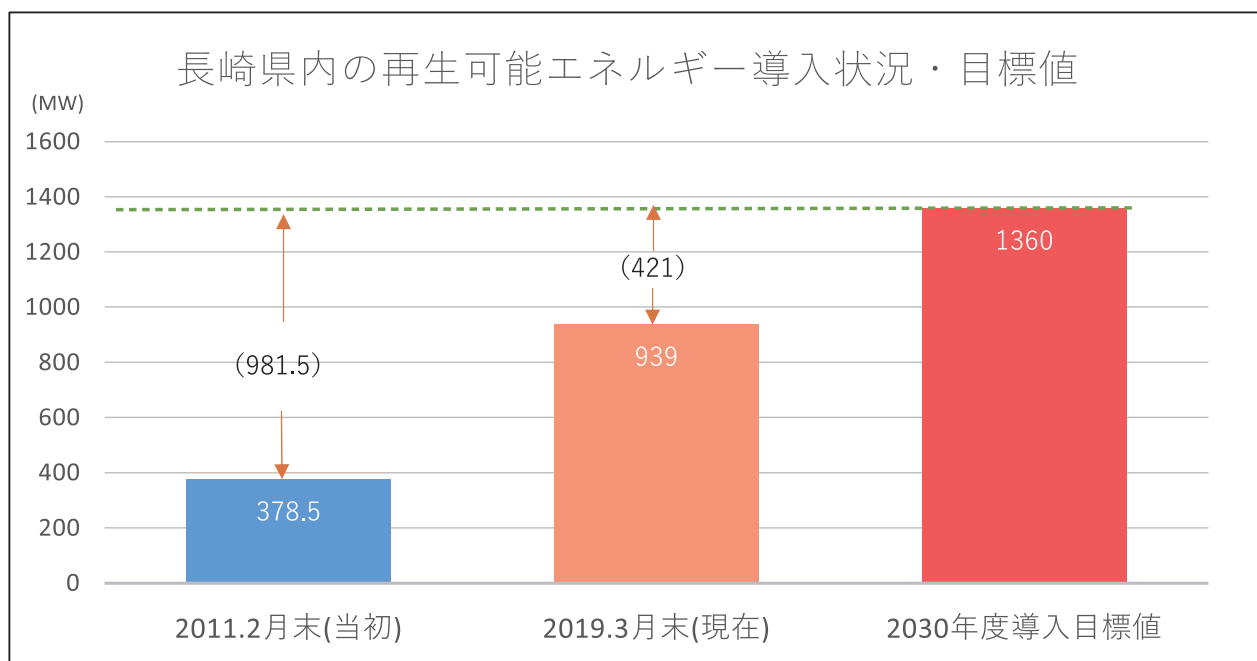
再生可能エネルギー導入促進のため、環境・エネルギー産業に参入する県内企業への支援や、県内でのプロジェクト創出に取り組んでいる。

県内の発電事業者等と連携した余剰電力の利活用や、地域ごとにエネルギーの地産地消、分散型エネルギーシステム構築について検討している。

【長崎県内の再生可能エネルギー導入状況】

【2019年3月末時点】 単位：MW

合計	太陽光			風力 (陸上)	水力 (中小)	地熱	バイオ マス	海洋エネルギー			
	非住宅	メガ ソーラー	住宅					洋上 風力	潮流		
939	808	367	267	174	115	1	0.1	13	2	2	0



【提案・要望実現の効果】

- 再生可能エネルギーの導入促進により、地域においてエネルギーの生産やその活用が行われることで、エネルギーコストの低減など、地域経済に好影響をもたらすことが期待される。
- 独立電源の離島における電力のユニバーサルサービスが確保される。

57 雇用・人材対策について

【厚生労働省】

【提案・要望】

【雇用対策について】

- 1 若年者や中高年者の求職者に対する就職促進施策の推進を図ること
特に、新卒者の県内就職促進を図るため、長崎に設置されている新卒応援ハローワークを他の地域にも設置するとともに、就職後の定着支援のための体制の充実を図ること
また、地域若者サポートステーション事業の充実を図ること
特に、地理的要因から本土部の窓口が利用できない離島地域において常設サテライト等の相談窓口の設置を推進すること
- 2 女性の継続就業推進のため労働局に指導員を増員し仕事と家庭の両立支援を拡充するとともに、子育て等を理由に離職した女性の再就職支援を充実するためハローワークのマザーズコーナーを未設置地域にも増設すること
- 3 高齢者が安定して再就職支援を受けることができるよう、長崎、佐世保、諫早、大村に設置されている生涯現役支援窓口を他の地域にも設置するとともに、高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保・拡充を図ること
- 4 障害者等の雇用促進のため、障害者就業・生活支援センターに障害者雇用開拓・定着支援員等を配置するとともに、雇用率未達成企業に対する指導の強化と障害者等を雇用する事業主への支援の拡充を図ること
また、離島地域における障害者就業・生活支援センター（小規模センター）の設置要件を緩和すること
- 5 働き方改革関連法の施行に伴う中小企業の対応について関連する助成金の拡充等、適切な支援を行うこと

【人材育成対策について】

- 6 国が設置し、地元移管された情報処理技能者養成施設「いさはやコンピュータ・カレッジ」の施設機能を維持し、IT人材養成の場の確保と訓練の充実を図るため、引き続きコンピュータリースについて、全額国による支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

(雇用対策)

若い世代を中心とした人口流出が本県の人口減少の大きな要因となっており、若者の県内定着を推進する必要がある。

少子高齢化や社会減の影響等により人材不足が進行し、女性、若者、高齢者等多様な働き手の活躍が必要となっているが、高齢者の就業率は全国を下回っている。

また、障害者雇用率は全国平均より高いが、法定雇用率未達成企業が約4割存在する。

(人材育成対策)

IT人材の人手不足が深刻化する中、情報処理技術者養成施設は県内に2箇所のみであり、地元諫早市からも継続的な支援の要望が出されている。

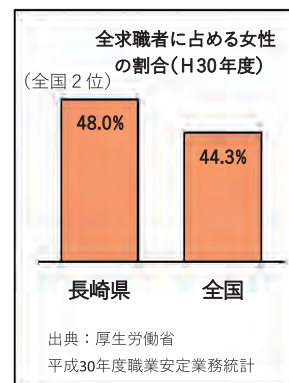
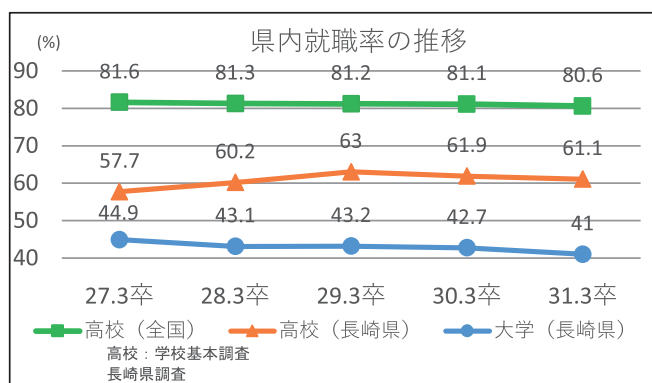
また、学生寮を完備し、離島・半島など訓練施設のない地域の若者に受講機会を提供する重要な役割を担っている。

(本県の取組)

若年離職者、就職氷河期世代、女性、高齢者等さまざまな求職者の掘り起こしやカウンセリング等の支援を実施。また企業の採用力向上のためのセミナーや個別支援を行い、人材とのマッチングを推進する。

地域若者サポートステーションの業務を補完するため「臨床心理士相談業務」「若年無業者就業促進事業」を委託。

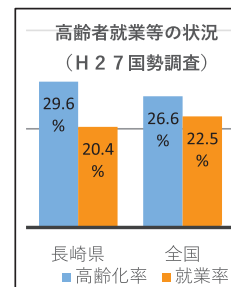
従業員が働きやすい職場づくりを実践する企業の認証、職場環境を改善する職員の養成研修等の「誰もが働きやすい輝く企業推進事業」を実施。



地域若者サポートステーションの支援対象となる可能性のある人数

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	15～44歳計
県計	3,456人	6,272人	5,426人	5,526人	5,861人	6,661人	33,202人
五島市・新上五島町	89人	122人	143人	165人	190人	233人	942人
壱岐市	31人	62人	59人	61人	59人	69人	341人
対馬市	47人	53人	55人	70人	81人	93人	399人

「完全失業者」+非労働力人口のうち「家事・通学以外」(平成27年国勢調査)



【提案・要望実現の効果】

(雇用対策)

若者の県内就職、定着が図られ、本県の人口減少に歯止めがかかることが期待される。

若者、女性、高齢者、障害者等の多様な働き手の活躍により、地域や産業の活性化が期待できる。

(人材育成対策)

いさはやコンピュータ・カレッジでの情報処理技術者の継続的な育成により、本県におけるIT人材の確保と若者の県内就職促進が図られる。

58 漁業者の所得向上と新規就業者の育成・確保について

【農林水産省】

【提案・要望】

漁業者の所得向上と経営の安定化並びに漁業就業者の確保・育成を進め、浜の活力再生を実現するため、以下に取り組むこと

- 1 浜プランの目標達成に必要な施設整備については、令和2年度の不採択事業分を含め、事業要望を把握した上で、十分な予算を確保すること
- 2 経営の安定化に必要な漁業収入安定対策については、近年の不漁に対応できるよう必要な予算を確保すること
- 3 養殖用生餌供給安定対策支援については、当初予算として十分な予算を措置すること
また、クロマグロ1年魚を養殖共済対象とするための調査等を行うこと
- 4 特定有人国境離島漁村支援交付金については、新たに起業や事業拡大を目指す者が活用できるよう十分な予算の確保を行うこと
- 5 就業・定着促進のための漁業現場での長期研修支援に必要な事業予算を確保すること、並びに独立して新規に漁業経営を開始する者に対して、最長5年間の経営確立を支援する資金（150万円／年）を創設すること

【本県の現状・課題等】

- 1 令和2年度の浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）は、予算の大幅減額（前年度比6割減）により新規の施設整備が不採択とされているが、漁業者の所得向上を図るには、水産加工業の振興に不可欠な加工用水施設や漁業生産を支える鮮度保持施設等の共同利用施設を整備していく必要がある。
- 2 海洋環境の変化や資源管理強化により漁業者の水揚げが大きく変動しており、国の漁業収入安定対策による支援の重要性が増大している。
- 3 本県では平成31年度から養殖用生餌供給安定対策支援を活用しているが、生餌価格の上昇により要望が増大しており、予算の拡充と当初予算化が必要である。
また、クロマグロ養殖については、1年魚が養殖共済の対象外であり、赤潮等による1年魚の大量斃死が養殖経営の持続性を損なうおそれがある。
- 4 特定有人国境離島漁村支援交付金により、雇用創出を目的とした起業や事業拡大の取組は、これまでに延べ73件実施し、令和元年度末現在123名の雇用を創出しており、地域社会の維持に寄与しているが、継続事業の増加により、新規の取組への要望に応じられない状況にある。
- 5 漁業就業者は、平成30年段階で11,762人で、平成20年からの10年で33%減少し、65歳以上の階層が40%を占めるなど、漁業就業者の減少と高齢化が進んでいる。本県では、新規就業者を確保するため、就業前後の技術習得研修への支援に取り組んでいるが、就業直後は経験不足から収入が安定せず、就業3年後に約2割、5年後には約3割弱が離職している。

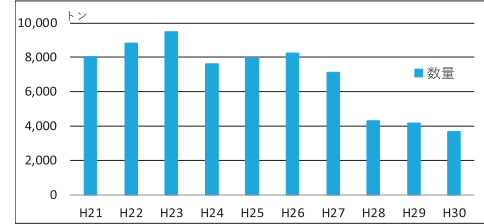
1-1 本県の「浜の活力再生プラン」
参加漁業者の平均所得

平均所得（千円/経営体）		所得向上率
平成25年	平成30年	
2,232	2,382	7%

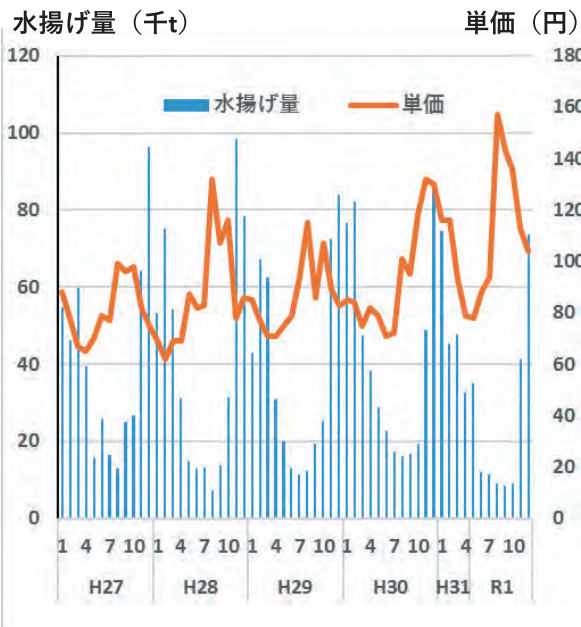
1-2 令和3年度 共同利用施設整備の要望状況

番号	実施地区	実施主体	施設名	備考
1	長崎市 新三重	長崎漁港水産加工団地協同組合	加工用水供給施設 (R2.4メニュー追加)	・R2年度不採択 ・R3年度要望継続
2	吉崎市 箱崎	箱崎漁協	鮮度保持施設	R3年度新規要望
3	長崎市 京泊	長崎県漁連	鮮度保持施設	R3年度新規要望
4	松浦市 新松浦	新松浦漁協	鮮度保持施設	R3年度新規要望

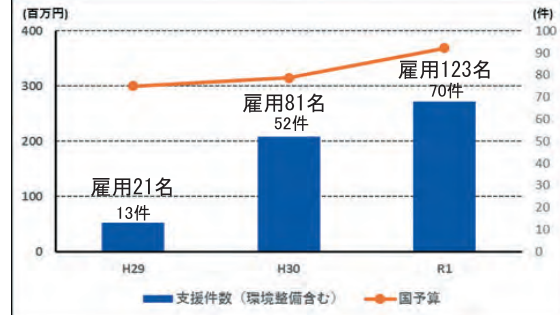
2 いかつり主要漁協におけるイカ類水揚量の推移



3 生餌原料(サバ類)の平均単価推移



4 特定有人国境離島漁村支援交付金の活用状況



5 新規就業者の5年後までの定着状況 ※長崎県調査

各年度新規就業者数	定着率の推移 (%)					
	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	
H22	146人	90	90	73	70	70
H23	152人	91	89	86	82	76
H24	152人	87	82	79	76	73
H25	170人	89	87	83	78	76
H26	136人	89	83	80	79	
H27	163人	86	80	80		
平均	153人	89%	85%	80%	77%	74%

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

漁業生産活動や水産加工業の振興に必要な共同利用施設の整備により、漁業者の所得向上が図られる。

(項目2)

水揚げの変動に対応した収入安定対策により、経営の安定化が図られる。

(項目3)

魚類養殖における、餌の安定供給と赤潮発生時等の補償が図られることにより、経営の安定化が期待できる。

(項目4)

特定有人国境離島地域の漁業集落における雇用創出が図られる。

(項目5)

新規漁業就業者について、経営的に不安定な独立直後の生活の安定が図られ、漁業への定着が推進されるとともに、新規就業を目指す若者が増加することが期待される。

59 持続可能な漁業の確立について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望】

漁業が将来にわたり持続的に操業できるよう次の措置を講ずること

- 1 クロマグロ資源管理について、我が国への増枠実現のための交渉を加速化すること
また、混獲したクロマグロの放流作業に必要な人件費や機器導入、混獲を防ぐための休漁への支援について、十分な予算の確保を行うこと
- 2 FRP船リサイクルシステムについて、対象船の輸送費が嵩む離島地区等の実情を踏まえ、中間処理（細断）したFRP廃船も受け入れられるよう見直しを行うこと
- 3 災害、海難事故発生等の緊急時の通信手段として有効な漁業無線海岸局の維持と円滑な運営のため、再編等による組織体制の強化を促進する新たな支援制度を創設すること
- 4 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の画定を行なうとともにその実現までの間、日中・日韓暫定措置水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること
また、我が国排他的経済水域における中国及び韓国漁船の操業条件を見直すとともに、引き続き取締の強化を図ること

【本県の現状・課題等】

- 1 クロマグロ資源については、管理措置の定着化により回復の兆しが見られ、国は平成30年に引き続き令和元年9月のWCPFC北小委員会において漁獲上限の見直しを提案したが合意に至らなかった。
また、漁業者がクロマグロの資源管理のために取り組む休漁や放流作業等に対する支援については、全国的に漁業者の要望が多く、十分な予算が確保されていない。
- 2 FRP廃船の多くは産業廃棄物として埋立処理されているが、処理場の容量に限界があり、リサイクル処理の推進が必要である。現行のFRP船リサイクルシステムでは、船の原型をとどめたまま指定引取場所まで輸送しなければならず、そのコストが課題となり、十分活用できていない。
- 3 漁業無線海岸局については、漁船との間で一斉通報が可能であり、予期しない災害や海難事故など緊急時の通信手段として最も有効であるが、加入漁船隻数の減少により厳しい経営状況となっている。
- 4 我が国の大中型まき網漁業等の操業区域である東シナ海等には、日中・日韓暫定措置水域等が設けられているが、資源管理措置が確立されておらず、また、我が国排他的経済水域への中国等外国漁船の入漁や違反操業により、本県漁業者は自らの操業が制約され、厳しい漁業経営を強いられており、強い不満を有している。

（本県の取組）

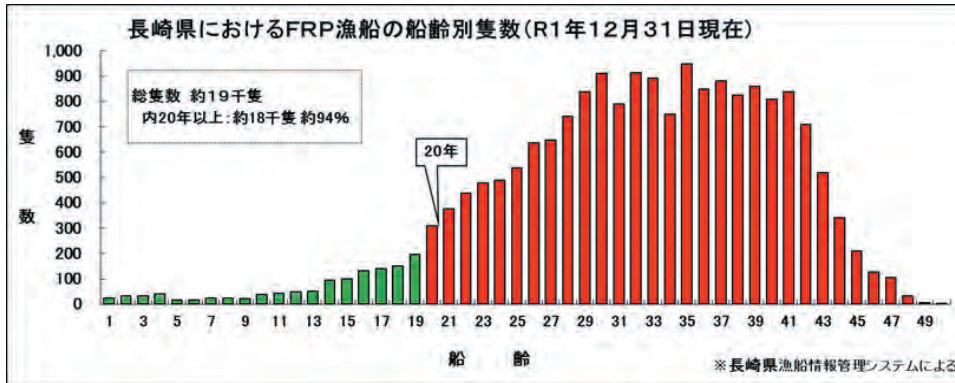
- ・ FRP船リサイクルの推進のため、地域単位で複数隻を一括して処理し、減容・搬送し、経費を圧縮する方法を用いた体制づくりに取り組んでいる。
- ・ 中国及び韓国漁船の操業条件に係る本県漁業者の要望を国へ提出。
- ・ 漁業取締船により外国漁船の状況把握に努め、国の取締機関に通報。

吉岐・対馬のクロマグロ水揚げ状況

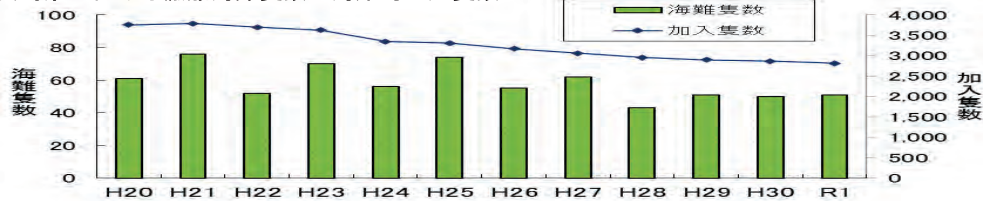
区分	水揚金額（千円）
資源管理開始前 (H21～H25平均)	1,669,720
資源管理開始後 (H26～H30平均)	915,210

※約45%の減額

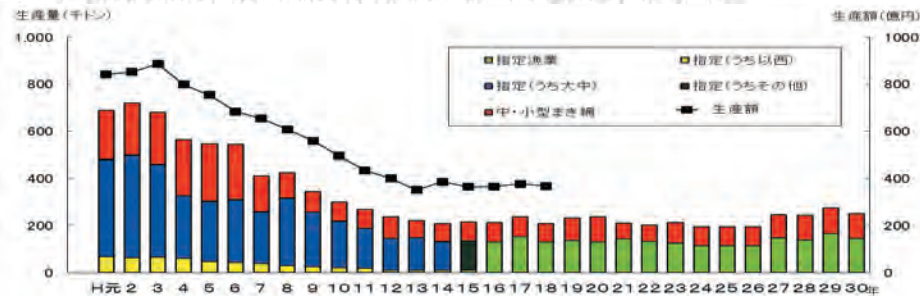
定置網に入網したクロマグロの放流状況



長崎県における漁船海難隻数と海岸局加入隻数



長崎県における指定漁業及び中・小型まき網漁業の生産量・額の推移



注)統計調査項目の変更等により、16年から以西底曳網漁業の区分がなされなくなった。平成19年より、漁業種類別生産額は公表されなくなった。

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

クロマグロ漁獲枠拡大による漁業収入の安定と、十分な予算の確保により、漁業者の負担軽減が図られ、漁家経営への影響を抑えることが出来る。

(項目2)

FRP船リサイクルによる廃船処理が進み、漁業における循環型社会が推進される。

(項目3)

漁業無線海岸局による緊急時連絡体制の維持により、操業時の安全が確保される。

(項目4)

東シナ海等における境界線の画定や資源管理措置の確立、我が国排他的経済水域における外国漁船の操業条件の見直しや取締りの強化により、漁業資源の回復が期待され、本県漁業者の操業の安定が図られる。

60 軽油引取税の免税措置の堅持について

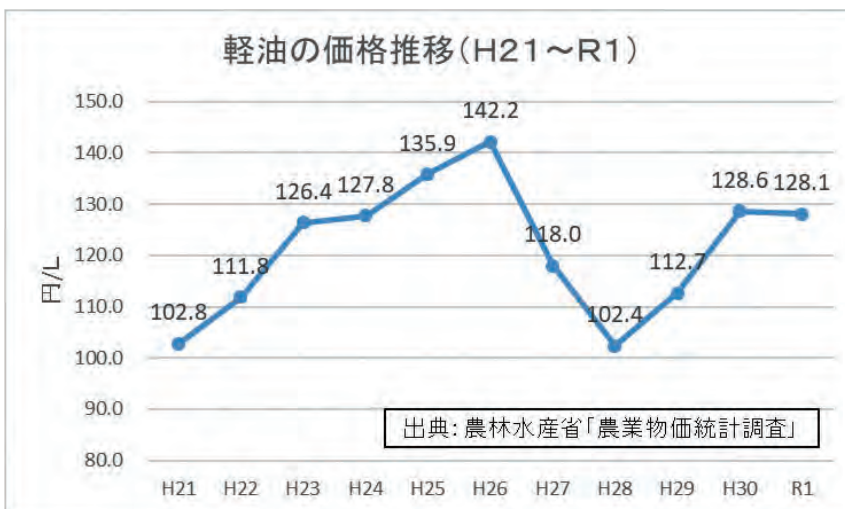
【農林水産省】

【提案・要望】

農林漁業者の経営の安定化を図るため、令和2年度末までが期限となっている農林漁業用の機械等に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置を引き続き堅持すること

【本県の現状・課題等】

- 本県は離島・半島が多く、その地形や自然環境を生かした農業が営まれているが、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油にかかるコストは農家経営に大きな影響を与えている。
- 本県水産業で生産の大半を占める漁船漁業において、漁労支出に占める燃油費の割合は高く、燃油価格の変動は漁業経営へ大きな影響を与えている。
- 燃油価格は国際情勢の変化等の影響を受けて変動が大きいいため、農林漁業者にとって将来の経営への不安要因となっている。



軽油を燃料として使用するトラクター



軽油を燃料として使用する漁船

H30免税軽油使用実績（農、林、漁業関係）

	使用者数(人) ^{※1}	数量(Kℓ) ^{※2}	免税額(千円)
農業	5,291	2,006	64,393
林業	16	313	10,047
漁業	875	5,345	171,575
合計	6,182	7,664	246,014

※1：共同利用の場合は1人カウント、※2：Kℓ未満は四捨五入

農林漁業に使用する軽油引取税の免税について



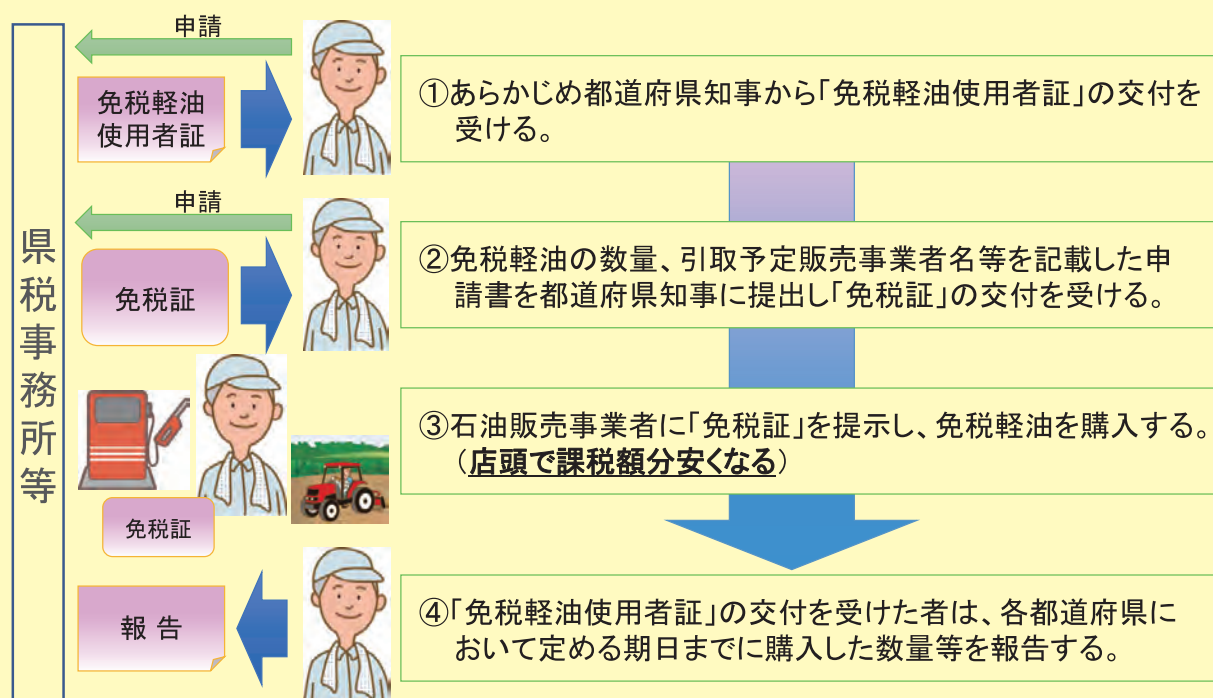
<特例の内容>

農林漁業用の機械や船舶等に使用する軽油は、免税証の交付などの手続きを受ければ、軽油引取税が免税になる。(1リットル当たり32.1円)

<特例の対象者>

- 耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源のための軽油を使用する農業者
- 製材機、集材機、積込機、可搬式チップ製造機の動力源のための軽油を使用する林業者等
- 船舶(漁船)の動力源のための軽油を使用する漁業者

<免税手続き>



- 税率は32.1円/ℓ
- 例えば1,000ℓ使用する場合は32,100円の効果

【提案・要望実現の効果】

離島・半島を多く抱える本県では、多様な自然条件の下、地域の特性を活かした農林水産業が営まれており、地域経済を支える産業として重要な位置を占めている。

令和2年度までの期限が設けられている軽油引取税の免税措置の堅持によって、農業者及び漁業者の生産コスト負担を軽減し、経営の安定化が図られ、農林水産物の安定的な供給と農林水産業の発展に寄与することができる。

61 農業の収益性向上に向けた生産対策の充実・強化について

【総務省、農林水産省】

【提案・要望】（その1）

農業の収益性向上に向けた生産対策として、以下の支援を行うこと

- 1 産地計画を基盤とした園芸産地の体質強化を図るため、スマート農業など革新的な技術の開発や導入促進を図るために必要な予算を確保すること
- 2 水田農業の経営安定と水田フル活用に向けた取組を推進すること
 - (1) 需要に応じた米の生産について、国として積極的に関与すること
 - (2) 麦・大豆や耕畜連携によるWCS用稲等の生産に対する戦略作物助成、地域振興作物の拡大を支援する産地交付金について、引き続き必要な予算を確保すること
 - (3) 水田に高収益作物の導入を進め、計画的な産地支援と新産地育成が図れるよう、水田農業高収益作物導入推進事業の予算を確保すること
- 3 米・麦・大豆種子の安定供給に向けて、県では従来どおり種子を安定供給できる体制を維持しているため、引き続き地方交付税措置を堅持すること

【本県の現状・課題等】

- 1 先端技術の開発や社会実装によるスマート農業の展開
本県の園芸部門における産地計画策定産地の平成30年栽培戸数は11,819戸で、平成26年と比較して791戸（約6%）減少している。産地の現状は担い手や労力不足が顕著であり、今後、産地の維持・拡大を図っていくためには、スマート農業の導入による収量向上や省力化等の新たな営農体系の確立が必要である。
- 2 水田農業の経営安定と水田フル活用の推進
 - (1) 需要に応じた米の生産を推進するためには、米の需給見通しや作付け状況等の情報提供、全国各地でのキャラバンの実施など、引き続き国による積極的な関与が必要である。
 - (2),(3) 本県では、水田農業の所得向上を図るために、水稻や戦略作物ごとの団地化など「人・農地プラン」の推進と合わせた儲かる水田農業の実現に取り組んでいるところであり、水田活用の直接支払交付金制度による継続的な支援とともに、高収益な園芸作物等への転換を進めるための予算確保が必要である。
- 3 米・麦・大豆種子安定供給に向けて
主要農作物種子法の廃止に伴い、主要農作物の安定生産に支障をきたすことがないよう、本県では平成30年3月に「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を策定し、従来どおり種子を安定供給できる体制を維持している。

<イノベーション技術の導入等による水田農業の目指すべき姿>



【現状】

小さな圃場が散在し、担い手への集積が進まない。

作業の集約や機械化が進まず、収益性が低い。

産地交付金や戦略作物助成等の予算確保と水田汎用化への支援拡充

単収の向上と省力化による規模拡大
戦略作物、高収益作物による単収増加

農業の収益性向上



ドローンによる防除技術の確立

人・農地プラン



【目指すべき姿】



露地野菜での
フィールドサーバーによる
気象データ収集と活用



水田の畦畔の除草をする
無人草刈機



施設園芸での炭酸ガス
発生装置による環境制御

圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備

気象データ収集機器や環境制御技術を導入し、雇用型経営体や集落営農法人等を育成

【提案・要望実現の効果】

(先端技術の開発や社会実装によるスマート農業の展開)

環境制御技術やロボット、IoT等のイノベーション技術の導入による単収の向上や省力化により経営規模が拡大し、農業の収益性向上につながる。

(水田農業の経営安定と水田フル活用の推進)

需要に応じた米の生産や戦略作物の面積拡大、野菜等の高収益作物の導入促進により、農業所得向上による経営安定が図られる。

(米・麦・大豆種子安定供給に向けて)

生産者には高品質で安価な種子を供給し、種子更新率を高め、高品質多収生産を図ることが可能となり、農業所得の向上につながる。

【提案・要望】（その2）

農業の収益性向上に向けた生産対策として、以下の支援を行うこと

- 4 本県の農業競争力強化を図るためには、施設建設費や生産資材のコスト縮減に向けた技術開発や輸送コスト縮減対策が必要であり、そのために必要な施策を強化すること
- 5 果樹・茶産地の体質強化を図るため、優良品種への改植や樹園地の園内道整備などに対する予算を確保すること
- 6 野菜価格安定制度を堅持するとともに、必要な予算を確保すること
- 7 農業経営における様々なリスクに備え、経営の実態に合わせて経営安定化が図れるよう、収入保険制度の改善を行うこと
- 8 海外からのASF（アフリカ豚熱）、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入を防止するため、指定港等における検疫体制を強化するなど万全の対策を講じるとともに、早急なASFのワクチン開発を行うこと
また、国内でまん延しているCSF（豚熱）の感染経路や感染拡大の原因究明と徹底した感染拡大防止対策を講じること

【本県の現状・課題等】

4 コスト縮減

施設建設費の高止まりや流通経費が増加していることから、県、農業団体でコスト縮減対策会議を設置し、生産技術、施設・生産資材、流通に関する縮減方策を検討し、現地に普及を図っているが、施設建設費や生産資材などのコスト縮減技術の開発や輸送コストの縮減に向けた国の取組強化が必要である。

5 果樹・茶産地の体質強化

果樹・茶の産地規模が縮小傾向であり、優良品種への改植、樹園地の園内道整備による機械化、担い手への園地集積などにより産地の維持拡大を図る必要がある。

6 野菜価格安定制度の堅持

野菜は、作柄により市場価格の変動が大きく、価格下落による農家の減収を補てんする本制度は、生産者の経営安定と野菜の安定供給に重要な役割を果たしている。

7 収入保険制度の改善

野菜価格安定制度との同時加入ができないため、複合経営の場合、制度加入野菜以外の品目の収入減少リスクが補償できない。

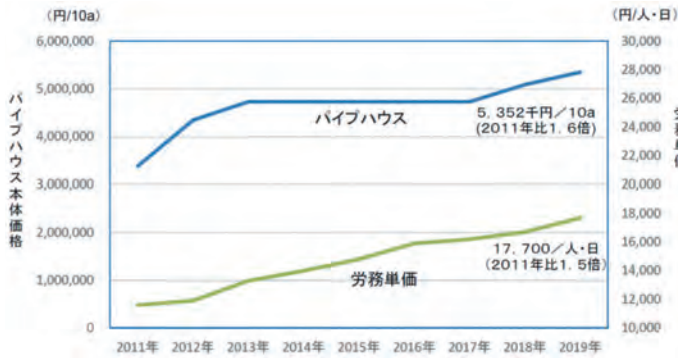
また、過去5年間の平均収入をもとに収入の減少を補てんする仕組みのため、収入の減少が複数年続いた場合は十分な補てんが受けられないなどの課題があることから見直しが必要である。

8 家畜伝染病の侵入及びまん延防止

県内では、長崎空港、長崎港、佐世保港、厳原港及び比田勝港の5か所の指定港等において、動物検疫所による水際対策が実施されているが、旅行者が違法な畜産物を持ち込まないよう本県への探知犬の配置が必要である。

また、中国や韓国等で発生しているASFは、感染力が強く、ワクチンがないことから大きな脅威であり、早急なワクチン開発が必要である。

●農業用温室に関する価格推移



農業用温室の価格は、資材、人件費の上昇を背景に近年大幅に値上がりしている。

〔パイプハウス本体価格は9年前の約1.6倍〕
〔労務単価も9年前の約1.5倍〕

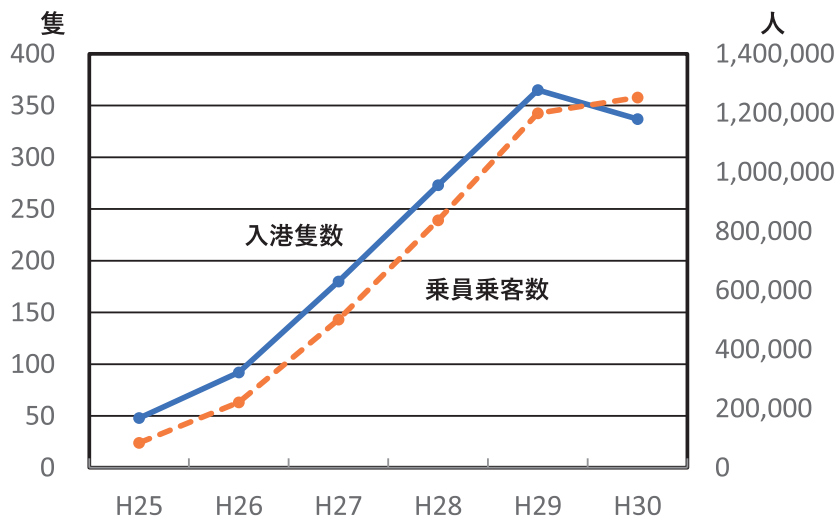
出展：施設園芸をめぐる情勢（令和元年12月 農林水産省）

●果樹、茶の改植と園内道整備



長崎県にも探知犬の配備を!!

●長崎県におけるクルーズ船の入港隻数と乗員乗客数の推移



【提案・要望実現の効果】

(コスト縮減)

施設建設費や生産資材、輸送などのコスト縮減に向けた技術を開発し、現地へ普及することで、農業者の所得向上及び産地の維持拡大につながる。

(果樹・茶産地の体質強化)

果樹・茶産地における生産性の向上により、産地の維持拡大が図られる。

(野菜価格安定制度の堅持)

野菜産地の維持・発展と消費者への野菜の安定供給が図られる。

(収入保険制度の改善)

様々なリスクから農業経営を守り、農業者の経営の安定化が図られる。

(家畜の伝染性疾病の侵入防止)

本県農業の中心を担う畜産業の持続的な経営安定につながる。